

## 訪問リハビリテーション事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 宗教法人 カトリック・カリタス修道会が開設する「カリタス診療所」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援・要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 カリタス診療所

所在地 長崎県長崎市西出津町 67 番地 5

### (従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 訪問リハビリテーション等を実施する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (医師常勤・兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 理学療法士 3人 (常勤・兼務)

理学療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日～8月15日、12月25日、12月30日～1月3

日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 訪問リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対して指導又は説明を行うとともに、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立のために適切なリハビリテーションを提供する。

- (1) 機能訓練・動作訓練
- (2) 福祉用具の相談
- (3) ご家族への介助方法等の助言
- (4) 住宅環境調査及び住宅環境・住宅改修についての助言

(利用料の額)

第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、下記の区域とする。

- ・ 長崎市外海地区
- ・ 三重・歎刈地区
- ・ 西海市大瀬戸町

(衛生管理)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他

緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずる。合わせて管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (苦情処理)

第11条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得る。

#### (守秘義務)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持する。

- 2 事業所は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

#### (虐待の防止等)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、

以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
  - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

#### （身体の拘束等）

- 第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### （業務継続計画の策定等）

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （ハラスメント防止の対策）

- 第17条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ・ 採用時研修 採用後 1 ヶ月間
  - ・ 繼続研修 諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じた場合等に隨時
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、宗教法人カトリック・カリタス修道会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(附 則)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する

平成 17 年 12 月 1 日から一部改定し施行する

平成 26 年 4 月 1 日から一部改定し施行する

令和 3 年 4 月 1 日から一部改定し施行する

令和 6 年 4 月 1 日から一部改定し施行する

令和 7 年 7 月 1 日から一部改定し施行する